

○香美市イベント用物品貸出要綱

令和8年3月23日
告示第57号

香美市イベント用物品貸出要綱（平成30年香美市告示第147号）の全部を改正する。
（趣旨）

第1条 この告示は、地域コミュニティ活動の推進を図るため、香美市が保有するイベント用物品（以下「物品」という。）の貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

（物品の種類）

第2条 貸出しを行う物品の種類は、別表のとおりとする。

（対象団体）

第3条 物品の貸出しを受けることができる団体は、次に掲げる団体とする。

- (1) 香美市内に所在する自治会等の自治組織
- (2) 香美市内に所在する法人
- (3) 香美市内に在住、在勤又は在学する者で構成されている団体
- (4) その他市長が適当と認める団体

（物品の使用対象イベント等）

第4条 物品を使用できるイベント等は、次のとおりとする。

- (1) 前条に定める対象者が主催又は共催する、香美市内で実施するイベント等
- (2) その他市長が適当と認めるもの

（借用申請）

第5条 物品の貸出しを受けようとする団体の責任者は、香美市イベント用物品借用申請書（様式第1号）に所定の事項を記入して、使用日の7日前までに市長に提出しなければならない。

（借用許可）

第6条 市長は、前条による借用申請書が提出された場合、第3条、第4条及び次項に定める申請内容を審査の上、貸出しが適当であると認めた場合は、申込者に対し香美市イベント用物品借用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、物品の貸出しを許可しない。

- (1) 営利を目的とする利用と認められる場合
- (2) 特定の個人、政治的・宗教的活動のための利用と認められる場合
- (3) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (4) 市の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (5) その他市長が不適当と認める場合

（許可の取消し）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、借用許可を取消し又は使用を制限若しくは使用を停止させることができる。

- (1) この告示に違反した場合
- (2) 使用の目的又は条件に違反した場合
- (3) 故障により使用することができなくなった場合
- (4) 災害その他の事故により使用することができなくなった場合

(5) その他市長が使用を不相当と認める場合

(貸出期間)

第8条 物品の貸出期間は、14日以内とする。ただし、特別な事由があると市長が認める場合は、貸出期間を延長することができる。

(使用料及び負担費用)

第9条 貸出物品の使用料は、徴収しない。ただし、使用に係る燃料代、水道代、電気代等は借用許可の通知を受けた団体（以下「借受者」という。）の負担によるものとする。

(遵守事項)

第10条 借受者は、借用期間中、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 物品を良好な状態に保持できるよう、善良な管理を行わなければならない。

(2) 物品の借用許可の目的以外に使用又は転貸してはならない。

(亡失又は損傷)

第11条 借受者は、借受者の責めに帰すべき理由により、物品を破損し、又は亡失した場合は、速やかに市長に報告し、市長の指示に従って借受者がこれを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(賠償の減免)

第12条 前条の破損又は亡失等の場合における損害賠償について、市長が特に必要と認めた場合は、これを減免することができる。

(物品の受領及び返却)

第13条 貸出物品の受領及び返却は、市長が指定する保管場所において、本市職員の立会いの上行う。

2 貸出物品の貸出期限が到達したとき、又は貸出期限前において市長がその返却を求めたときは、借受者は直ちに返却しなければならない。

3 市長は、借受者が特別な事由なくして貸出期限までに返却しない場合又はこの告示を遵守していないと市長が認めた場合は、物品の返却を命ずることができる。

(損害賠償責任)

第14条 市長は、物品の使用により借受者が被った損害又は障害に対する賠償責任を負わない。

(庶務)

第15条 物品の管理及び貸出しに関する庶務は、地域創生課において処理する。

(補則)

第16条 この告示に定めるもののほか、物品の貸出しに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(香美市お祭り用品等貸出要綱及び香美市観光リカバリー事業新型コロナウイルス感染症対策物品貸出要綱の廃止)

2 香美市お祭り用品等貸出要綱（平成18年香美市告示第139号）及び香美市観光リカバリー事業新型コロナウイルス感染症対策物品貸出要綱（令和3年香美市告示第8号）は、廃止する。

別表（第2条関係）

番号	名称	規格等	数量	
1	クイックテント（大）	3.0×6.0（m）	19	
2	クイックテント（小）	3.0×3.0（m）	17	
3	テント用おもり	20kg	60	
4	机	1800×450×700（mm）	20	
		1800×600×700（mm）	20	
5	椅子（背もたれ・手すり付き）	440×530×730（mm）	70	
6	丸椅子	—	100	
7	ミストシャワー	ノズル5箇所	1	
8	ミストシャワー（サーキュレーター用）	φ30、ノズル3箇所	1	
9	非接触型温度計	—	6	
10	サーキュレーター	—	6	
11	アクリルパーテーション	—	5	
12	足踏み式手指消毒器	—	3	
13	ベルトパーテーション	—	40	
14	発電機	—	2	
15	ステージ	—	1	
16-1	システムアンプリ式	キャリングアンプ 65W×2	CGA-134D	1
16-2		ダイナミックマイクロホン	MD-56T	2
16-3		ワイヤレスマイク	WM-8400	2
16-4		イベント用80W/2ウェイスピーカー	EWS-80CA	2
16-5		4芯キャノンプラグ対スピーカーコード	LS-1204	2
16-6		スピーカースタンド	ST-25	2
16-7		アンプ内蔵モニタースピーカー	MAS-102A	1
16-8		大型単頭プラグ付ラインコード	LM-610	1
16-9		スピーカー用ケース	EWS-1CM	2
16-10		マイク・コード用ケース	MS-1CM	1
16-11		スピーカースタンド用ケース	ST-252CM	1
17	祭り裃	大人用	50	
18	紅白幕	180cm×3間	10	
19	焼きそば焼き機	W1210 × D560 × H800（mm）	1	
20	おでん鍋	W420 × D360 × H250（mm）	1	
21	焼き物器	GY-40	1	
22	キッチンポット	直径43cm、60L	3	